特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	個人住民税賦課事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宝塚市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宝塚市長

公表日
令和5年6月27日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容	個人住民税賦課事務とは、地方税法その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税の賦課に関する事務である。 地方税法（第3章第1節（市町村民税）及び第2章第1節（道府県民税）に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定している。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	個人住民税システムは、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、庁内の他のシステムへ連携する情報を含め個人住民税の特定個人情報全てを保有・管理するものである。（課税対象者の管理、税額計算、申告書送付、税務調査等の対象者の抽出、税額通知及び所得・課税証明等の帳票発行）
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 滞納整理システム、コンビニ交付システム　）
システム2	
①システムの名称	eLTAX（エルタックス）システム
②システムの機能	市町村に提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書等を電子データで受理するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方電子化協議会を経由して連携が行われる。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税庁・他自治体との確定申告等情報を連携するシステムで、これらの官公署との専用回線である。 データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方電子化協議会を経由して連携が行われる。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1　団体内統合宛名管理機能 　団体内等宛名番号の附番を行い、団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2　宛名情報管理機能 　氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3　中間サーバー連携機能 　中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号（以下「符号」という。）と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2　情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3　情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等を連携する。 5　情報提供等記録管理機能 　どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する。 6　情報提供データベース管理機能 　他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7　情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8　セキュリティ管理機能 　暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10　システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [ ] その他　（　）

システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1　証明書の発行機能 所得・課税証明を発行し、証明書交付センターに接続する。 2　個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用しコンビニで所得・課税証明を取得できるようにする。 3　利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住基ネットから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（　）

3. 特定個人情報ファイル名

個人住民税賦課情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　実施する　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（27の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,23,25,28,31,34,35,36,37,38,40,43,44,47,49,50,51,54,55,58,59条 （情報照会の根拠） 20条

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	宝塚市企画経営部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	市内に住所を有する者、市内に住所を有しない課税対象者又は被扶養者、納税管理人、納税義務者の相続人
その必要性	適正かつ公平な課税を行うため特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	・識別情報：対象者を特定するための記録 ・連絡先等情報：賦課期日において対象者居住地や世帯情報を把握するため記録する。 ・業務関係情報： 国税関係情報　対象者の所得税に係る情報に基づき、市民税賦課事務のため記録する。 地方税関係情報　算出した住民税額に基づき税額通知、証明等を発行するため記録する。 医療保険関係情報　社会保険料控除の算出のため記録する。 障がい者福祉関係情報　身体障がい者手帳における情報から非課税者の抽出、障がい者控除の算出のため記録する。 生活保護・社会福祉関係情報　生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録する。 介護・高齢者福祉関係情報　保険料の情報から社会保険料控除の算出のため記録する。 年金関係情報　対象者の年金情報から住民税額の算出のため記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	企画経営部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 窓口サービス課、障害福祉課、生活援護課、国民健康保険課、医療助成課、介護保険課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金支払者（日本年金機構を除く） ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ eLTAX ）
③使用目的 ※		正確で公平公正な賦課決定を行うため。
④使用の主体	使用部署	企画経営部市民税課、市民交流部窓口サービス課、市内サービスセンター・サービスステーション
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1）各種申告書等の受付に関する事務 ・申告情報（市県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。）医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から控除、非課税を決定する。 2）住民税の賦課、通知に関する事務 ・各種申告情報から住民税の賦課、通知に関する事務・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。決定した住民税賦課情報を外部委託業者へ提供し、納税通知書・税額通知書等の印刷、封入封緘を依頼する。納税義務者、給与支払者、年金保険者へ納税通知書・税額通知書等を送付する。申告等情報の追加・更正があった場合には、個人住民税情報を更新し、納税義務者・給与支払者・年金保険者へ必要な通知書等を送付する。 3）特別徴収対象者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの異動届出書等に基づき、特別徴収の開始又は中止、普通徴収への変更等を行う。 4）証明書発行に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。
	情報の突合	1）申告情報等と障害者福祉関係情報を突合し、課税非課税及び控除額を確認する。 2）申告情報等と医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合し、控除額を確認する。 3）課税対象者情報と生活保護・社会福祉関係情報を突合し、非課税者を確認する。 4）申告情報等と住民票関係情報を突合し、課税権の有無や納税通知書送付先を確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 5 ） 件
委託事項1		個人住民税システム保守業務
①委託内容		個人住民税システムの運用保守
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		地方税電子申告支援サービス（eLTAX、国税連携）運用委託
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管を行う
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		申告情報のパンチ入力業務
①委託内容		申告情報のパンチ入力、画像ファイル作成
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		シティコンピュータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		納税通知書等の印字、封入、封緘業務
①委託内容		納税通知書等の印字、封入、封緘等
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		塚田印刷株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		特別徴収税額通知書の印字・シール貼付業務委託
①委託内容		特別徴収税額通知書、納入書の印字、ブッキング等
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社TLP
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている （ 56 ）件 [○] 移転を行っている （ 16 ）件 [ ] 行っていない
提供先1		番号法第19条第7号 別表第二に定める情報提供者（（別紙1）特定個人情報の提供先参照）
①法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二の各項番（（別紙1）特定個人情報の提供先参照）
②提供先における用途		番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務（（別紙1）特定個人情報の提供先参照）
③提供する情報		地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度		特定個人情報の提供照会があった都度

移転先1	番号法第9条第1項に定める情報提供者（（別紙2）特定個人情報の移転先参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第1項の各項番（（別紙2）特定個人情報の移転先参照）
②移転先における用途	番号法第9条第1項に定める各事務（（別紙2）特定個人情報の移転先参照）
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会があった都度
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	個人住民税賦課情報ファイルは、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ①　サーバーの操作を許可された者へ入退室カードを付与し、入室権限を持つ者のみが入場できる場所にサーバーを設置している。 ②　不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。
7．備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

【個人住民税賦課情報ファイル】
＜市民税課税マスタA＞
1.レコード、2.キー部、3.課税年度、4.特徴、5.指定№、6.個人№、7.普徴通知書№、8.普徴通知書№ゼロ、9.課税対象年度、10.個人コード、11.徴収区分、12.異動コード、13.表示、14.表示（1）、15.表示（2）、16.表示（3）、17.併徴№、18.旧課税、19.区分、20.旧課税№、21.新課税、22.区分、23.新課税№、24.当初入力データ、25.処理№、26.処理年月日、27.連絡№、28.所得、29.総所得（10）、30.営業等、31.農業、32.私募証券配当、33.利子、34.配当、35.証券投資信託、36.不動産、37.雑、38.給与収入、39.給与、40.一般外貨建配当、41.一時譲渡、42.生命保険料（所得税）、43.分離、44.軽減分離短期（特別控除前）、45.軽減分離短期（特別控除後）、46.特定住居用財産譲渡損失、47.分離上場配当所得、48.一般短期（特別控除前）、49.一般短期（特別控除後）、50.一般長期（特別控除前）、51.一般長期（特別控除後）、52.優良長期（特別控除前）、53.優良長期（特別控除後）、54.所得税課税総所得金額等、55.山林、56.退職、旧生命保険、57.新生命保険、58.専従者、59.青白区分、60.専従者人員、61.控除額、62.控除、63.個人年金支払保険料、64.雑損、65.医療費、66.社会保険、67.小規模共済、68.生命保険、69.控対配、70.扶養人数、71.老人、72.同居、73.その他、74.扶養障害、75.特別、76.同居、77.別居、78.その他、79.別居、80.未成年、81.均のみ、82.本人該当、83.障害、84.寡・勤、85.県手数料、86.資料コード、87.課税コード、88.減免コード、89.生保非課税コード、90.手書きコード、91.所得税コード、92.住宅5%適用コード、93.更正資料コード、94.ハンドコード、95.過随新年度、96.課税期・月、97.課税期、98.現随、99.1月、100.2月、101.3月、102.過年度、103.減免、104.市民税、105.所得割、106.均等割、107.県民税、108.所得割、109.均等割、110.減免率、111.徴収済月（から）、112.徴収済月（まで）、113.開始月・期、114.受給者ナンバー、115.受給者№、116.受給者№再定義、117.銀行コード、118.金融機関コード、119.支店コード、120.納税貯蓄組合コード、121.余白、122.全納区分、123.余白、124.課税標準、125.総合、126.軽減短期、127.分離上場配当、128.分離短期、129.分離長期、130.山林、131.退職、132.優良長期、133.配当控除（所得税）、134.市民税算出税額、135.総合、136.軽減短期、137.分離上場配当、138.分離短期、139.分離長期、140.山林、141.退職、142.優良長期、143.生保入力額との差、144.人的負担調整、145.税額控除、146.均等割、147.調整控除額、148.県民税算出税額、149.総合、150.軽減短期、151.分離上場配当、152.分離短期、153.分離長期、154.山林、155.退職、156.優良長期、157.生命計算区分、158.人的負担調整、159.税額控除、160.均等割、161.調整控除額、162.特別徴収分、163.市民税算出税額、164.総合、165.税額控除、166.均等割、167.県民税算出税額、168.総合、169.税額控除、170.均等割、171.年税額、172.特徴税額、173.差引税額、174.月・期割額、175.月・期割額、176.納通発送日現年過年、177.納通発送日現随1月、178.納通発送日現随2月、179.繰越控除、180.給与支払区分、181.月例時に納通発行の有無をセットする領域、182.平成20年度税制改正分（住宅控除関係）、183.住宅借入金等特別控除可能額、184.計算した改正前所得税額、185.計算した改正後所得税額、186.住宅借入金等特別税額控除（市分）、187.住宅借入金等特別税額控除（県分）、188.住取居住年月日、189.＜昭和63年度税制改正分＞、190.配偶者特別控除、191.配特控所得税、192.配偶者合計所得、193.新個人年金、194.介護保険、195.配特控住民税、196.＜昭和64年度税制改正分＞、197.雑年金、198.雑年金収入、199.雑年金所得、200.居住用財産の譲渡分、201.居住譲渡（特控前）、202.居住譲渡（特控後）、203.居住用財産の譲渡分税額、204.居住譲渡課標、205.居住譲渡市所得割、206.居住譲渡県所得割、207.特定支出金額コード、208.特定扶養親族、209.株譲渡、210.株譲渡所得、211.株譲渡税、212.株譲渡課標、213.株譲渡市民税、214.株譲渡県民税、215.住宅申告コード、216.合計所得（損通後）H18年度より、217.総所得（損通後）H18年度より、218.分離上場配当繰越損失、219.住宅申告書受付番号、220.人的控除差額H19年度～、221.寄付金控除、222.本名・通称名区分、223.H20年度税制改正、224.地震保険料控除額、225.所得税、226.住民税、227.旧長期損害保険料、228.所得税旧長期損害保険料控除分、229.旧長期保険料支払額、230.外国税額コード、231.外国税額控除額、232.市控除額、233.県控除額、234.H6年度、235.定率控除市控除額、236.定率控除県控除額、237.16歳未満、238.商品先物取引H14年度税制改正、239.所得、240.商品先物取引税額、241.課標、242.市民税、243.県民税、244.上場株式等譲渡H16年度税制改正、245.所得、246.上場株式等譲渡税額、247.課標、248.市民税、249.県民税、250.定率控除後市民税所得割額、251.定率控除後県民税所得割額
＜市民税課税マスタB＞
1. レコード、2. キー部、3. 課税年度、4. 特徴、5. 指定№、6. 個人№、7. 普徴通知書№、8. 普徴通知書№ゼロ、9. データ部、10. 分離配当、11. 給与又は分離配当、12. 支払先コード、13. 支払先複数マーク、14. 専従者、15. 専従者給与、16. 専従者給与支払先№、17. 総合譲渡、18. 譲渡短期（特控後）、19. 譲渡長期（特控後）、20. 一時所得（特控後）、21. H19経過措置者、22. 配株控除、23. 所得割からの控除済額（市分）、24. 所得割からの控除済額（県分）、25. 全体充当額、26. 市が負担する県分の充当還付額、27. 充当後月割額1、28. 06月1期、29. 07月2期、30. 08月3期、31. 09月4期、32. 10月、33. 11月、34. H19経過措置還付額、35. 市民税、36. 県民税、37. 寄付金基本控除対象分寄付金額、38. 寄付金特例控除対象分寄付金額、39. 寄付金税額控除（市分）、40. 充当後月割額2、41. 12月、42. 01月、43. 02月、44. 納通、45. 1～4期過年度、46. 5期、47. 6期、48. 7期、49. 就・退職、50. 区分、51. 年月日、52. 充当後月割額3、53. 03月、54. 04月、55. 05月、56. 徴収区分、57. 本人希望徴収区分、58. 自動決定徴収区分、59. 変更徴収区分、60. H17年度税制改正対応、61. 特定株式配当所得、62. 配当割額全体分、63. 配当割額市分、64. 配当割額県分、65. 源泉徴収口座分株式譲渡所得、66. 株式譲渡所得割額全体分、67. 株式譲渡所得割額市分、68. 株式譲渡所得割額県分、69. 交付金控除不足額全体分、70. 交付金控除不足額県分、71. 株式等譲渡所得繰越損失、72. 先物取引所得繰越損失、73. 均等割軽減コード、74. 年金資料連絡№、75. 年金資料連絡№1、76. 年金資料連絡№2、77. 年金資料連絡№3、78. 年金資料連絡№4、79. 65歳軽減措置、80. 軽減控除額市分、81. 軽減控除額県分、82. 県緑税（県均等割再掲）、83. 充当月割額、84. 充当月割額各月分、85. 配株控除2、86. 配株控除21、87. 既充当額、88. 充当後年税額（請求額）、89. 徴収済請求額、90. 還付戻入請求額、91. 充当戻入請求額、92. 転勤・退職・普特処理時の既充当額、93. 転勤・退職・普特処理時の即納付額、94. 寄付金税額控除（県分）
＜個人番号ファイル＞
1.個人コード、2.個人番号

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・賦課期日（1月1日）時点で当市に住所を有していたかどうかについては、住基システムより情報の移転を受けており、課税事務以外では使用しない。 ・賦課期日（1月1日）時点での課税対象者情報に記録のない者からの申告情報に基づき課税する場合は、住民票上の住所地市区町村に対して通知等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。 （地方税法第294条） ・住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）から入手する場合は、住基ネットシステムの認証・監査・証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手が抑止されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
（追記） ・申告書類及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・端末操作者については、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、アクセス権限のない職員はシステムを利用できないようにする。また、認証後はユーザごとに権限を設定し、システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法での入手を防止する。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税システムには業務上必要なファイルのみにアクセスでき、その他のファイルにはアクセスできないように制御している。住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。ログインIDとパスワードにより、操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	システム操作履歴を記録する。操作権限の設定を行う。端末を利用していない際はシステムからログオフする。スクリーンセーバーの設定を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システム利用時に一定時間操作がない場合は、パソコンの覗き見防止の措置を実施する。また、システムの操作履歴を記録している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	機密保持契約として以下のとおり定めている。 目的外利用の禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者を制限、無断複製の禁止、第三者への提供・開示・漏えいの禁止、契約終了後の返還・廃棄・消去、安全管理体制の整備・確保・報告、市職員による確認
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	・再委託の場合においても、委託先と同様の誓約書の提出を求め、同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内データ連携については、番号法及び市の条例に定められたシステム以外の連携はできない。 ・国税連携での情報提供についてはあらかじめ定められた仕様に基づくものであり担当者の確認を行っている。 ・他自治体への提供については、台帳への記載を行い、管理している。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・住民税賦課データについては、磁気ディスクで調製され、入室管理のあるサーバ室内に設置され、権限のあるユーザーのみがアクセスできるサーバ内に保存されている。
・サーバへのアクセスについては、ユーザID及びパスワードによる認証が認証が必要であり、ログについても保管し、監視している。
・定期的にバックアップを記録したメディアを専用コンテナに収納し、専用の事業者により県外のデータ保管施設に配送、保管している。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒の対象になりうる。

10. その他のリスク対策

―

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒665－8665　兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL　0797-77-2024 宝塚市役所総務部総務課
②請求方法	宝塚市個人情報保護条例に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続きに係る請求
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒665－8665　兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL　0797-77-2055 宝塚市役所企画経営部市民税課
②対応方法	特定個人情報ファイル取り扱い関しての問い合わせ内容を記録に残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月26日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 白川 一郎	市民税課長 池田 高薫	事後	
平成30年7月2日	Ⅰ基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 池田 高薫	市民税課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	アトラス情報サービス株式会社	シティコンピュータ株式会社	事後	
令和2年6月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	シティコンピュータ株式会社	京都工業株式会社	事後	
令和1年6月26日	Ⅲリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和3年9月2日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	滞納整理システム	滞納整理システム、コンビニ交付システム	事後	
令和3年9月2日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	―	システム6（コンビニ交付システム）を追記	事後	
令和3年9月2日	Ⅰ基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	京都工業株式会社	シティコンピュータ株式会社	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	日本電気株式会社 神戸支店	株式会社日立システムズ	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容等を報告させ、連名でのセキュリティ遵守誓約書の提出をもって承諾している。	–	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	個人住民税システムの運用保守作業	–	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	特別徴収納入書の印字、ブッキング業務	特別徴収税額通知書の印字・シール貼付業務委託	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	特別徴収納入書の印字、ブッキング等	特別徴収税額通知書、納入書の印字、ブッキング等	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	共同印刷西日本株式会社	株式会社TLP	事後	